

## V. モニタリング・評価・見直しの枠組み

大目標	行動計画のモニタリング・評価・見直しを適切なタイミングで効果的に実施するための枠組みを構築し、行動計画を定期的に改定する。		
意義と狙い	<p>モニタリングにおいては、実施主体の経験を共有するとともに、外部の専門家や市民社会と緊密に連携する。</p> <p>適切なモニタリング・評価を行うために、モニタリング作業部会と評価委員会を設置する。</p> <p>日本にとって初の行動計画であり、経年的に改善が見られたかどうかを重視して評価を行う。同時に、指標や目標そのものの妥当性についても評価する。</p> <p>行動計画の実施過程を通して、ジェンダー視点に基づく政策・事業の企画・立案・実施の能力が高まるよう、関係機関の体制整備、意識付けを日々点検するとともに、グッド・プラクティス（成功事例）を共有・蓄積する。これらに当たって、適切な措置を講じる。</p> <p>評価・見直しにおいては、行動計画策定の経緯を踏まえ、市民社会の参加を確保する。また、安保理決議 1325 及び関連決議等の実施に向けた国際的な議論も踏まえる。</p>		
目標 1	行動計画の実施状況の適切なモニタリングを行うための枠組みを整備する。		
	<p>具体策</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 各府省庁に行動計画に関するフォーカル・ポイント(中心となる担当部署)を設置する。</li> <li>2 各府省庁のフォーカル・ポイントによって構成されるモニタリング作業部会（以下「作業部会」という。）を設置する（作業部会の事務局は外務省（総合外交政策局女性参画推進室）が務める）。</li> <li>3 作業部会は、実施状況年次報告書の草案を作成し、評価委員会（以下「委員会」という。）に提出する。同報告書は、各施策の指標に沿ったものとする。</li> <li>4 委員会は、毎年、実施状況年次報告書の草案について、作業部会と協議し、協議結果を実施状況年次報告書に反映させる（実施状況年次報告書に委員会による評価を記載するなど）。</li> <li>5 外務省は、上記4の協議結果を反映させた実施状況年次報告書をWEB上に日本語と英語で公開する。</li> </ol>		関係全府省庁
目標 2	行動計画の実施状況を適切に評価するための枠組みを整備する。		
	<p>具体策</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 評価委員会を設置する（委員会の事務局は外務省（総合外交政策局女性参画推進室）が務める）。</li> <li>2 委員会は、WPS分野に十分な知識と経験のある専門家及び市民社会の代表者で構成する。市民社会を代表する委員の選任については、安保理決議 1325 の趣旨に沿って活動している市民社会組織からの推薦による。専門家の選任は、市民社会からの推薦に基づき、外務省が市民社会と相談しながら行う。</li> <li>3 委員会は、事務局を通じ、各府省庁に対して、行動計画の実施状況に関して報告を要求することができる。要求を受けた府省庁は、事務局を通じ、委員会に報告する（必要に応じて、当該府省庁と委員会との会合を設ける）。</li> <li>4 委員会は、毎年、実施状況年次報告書の草案について、作業部会と協議し、意見を表明する。</li> </ol>		関係全府省庁

		<p>5 委員会は、毎年、事業評価（2か国程度における事業の実施状況評価調査）を行う。この事業評価には、たとえば、相手国政府、関連国際機関、女性団体を含む市民社会組織、被支援者(特に女性・女兒を含む)からの聞き取り等が含まれる。</p> <p>6 市民社会組織は、モニタリング・評価に必要な情報を委員会に提供できる。</p> <p>7 委員会は、グッド・プラクティス（成功事例）の蓄積と公開を行う。</p> <p>8 委員会は、行動計画の目標、具体的施策、指標の妥当性や、実施の主な障害を分析し、2回目の実施状況年次報告書の完成後を目途に、行動計画の見直しの方向性を提言する。</p> <p>9 政府は、女子差別撤廃条約や国連人権理事会普遍的定期審査（UPR）の定期報告書において行動計画の実施状況を報告する。</p>	
目標3	3年後の改定に向けて行動計画の適切な見直しを行う。		
	具体策	<p>1 政府は、委員会の提言に基づいて行動計画の見直しを行う。</p> <p>2 政府は、行動計画策定のプロセスを尊重し、見直しに当たり市民社会の参加を確保する。</p> <p>3 外務省は、この計画策定後、速やかに3年後の見直しのための作業スケジュールを委員会に提示する。</p>	関係全府省庁